

## 若者向け悪質商法被害防止街頭キャンペーンを実施しました

平成24年 1月26日

茨城県消費生活センター

1月24日(火)、茨城県立医療大学で、若者向け悪質商法被害防止キャンペーンのPR活動を実施しました。

本キャンペーンは、悪質商法による若者の被害が後を絶たないことから、関東甲信越地区の都県、政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センターと共に、成人式から卒業・就職の時期にあたる1月～3月に、県内市町村と連携して若者を対象とした様々な啓発活動を実施しています。

今回のキャンペーンの街頭啓発活動では、関係者がリーフレットや啓発物品等を配りながら、若者が悪質商法の被害に遭わないように気をつけることの大切さを訴えました。

この他、1月26日、27日(午前9時～午後5時)に、「騙されて契約させられた」・「契約しないと帰してくれなかった」などの若者の契約トラブルに関する相談をお受けするため、特設相談電話を開設します。

“若者被害110番” 電話番号：029-225-0999

【啓発用チラシ】

関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン

# 悪質商法に負けるな!

だまされてるかも...

フフ...

アポイントメントセールス  
ネット通販  
マルチ商法  
宝くじ

困った時には、  
まず相談。

全国共通ダイヤル「消費者ホットライン」  
☎ 0570-064-370

茨城県消費生活センター  
☎ 029-225-6445  
FAX 029-226-9156



街頭キャンペーンの様子（1）



街頭キャンペーンの様子（2）